

平成26年度 第4回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成27年3月18日(水) 13:30~15:20
会 場	芦屋市役所 2階会議室3
出席者	<p>会 長 長田 貴 委 員 長澤 豊・竹田 千里・船橋 久郎・西村 京・神田 信治・ 和田 周郎・松矢 欣哲・内山 忠一・加納 多恵子・安宅 桂子・ 寺本 慎児</p> <p>地域包括支援センター 芦屋市東山手地域包括支援センター 古田 明代・佐野 晶子 芦屋市西山手地域包括支援センター 川添 昌宏・大前 香織 芦屋市精道地域包括支援センター 針山 大輔・三枝 久見子 芦屋市潮見地域包括支援センター 田中 喜代子・大島 眞由美</p> <p>事務局 福祉部介護保険課 奥村 享央・浅野 理恵子・廣瀬 香・沖元 由優 福祉部高齢福祉課 木野 隆・高橋 和稔 福祉部地域福祉課 長岡 良徳・細井 洋海</p>
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	1人

1 議題

- (1) 平成26年度地域包括支援センターチェックリストによる業務課題について
- (2) 地域包括支援センター事務調査結果について
- (3) 認知症地域支援推進員の配置について
- (4) その他
 - ① 介護予防支援業務の見直しについて
 - ② 芦屋市指定介護予防支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

2 資料

- 資料1 平成26年度地域包括支援センターチェックリストによる業務評価について
 資料2 平成26年度地域包括支援センター事務調査結果について
 資料3 認知症地域支援推進員等設置事業
 資料4 芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対象表

3 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告, 説明し, 委員に意見聴取する。

開 会

1 平成26年度地域包括支援センターチェックリストによる業務課題について

「平成26年度地域包括支援センターチェックリストによる業務評価(資料1)」について, 事務局・各地域包括支援センターより説明。

(長田会長)

ただいまの説明について, ご意見・ご質問等ございませんか。

(神田委員)

地域ケア会議の開催が難しいとの報告がありましたが, その理由を教えてください。

(潮見地域包括支援センター)

潮見地域包括支援センターでは、今年度は職員の入替わりがあり、新しい職員には「地域ケア会議とは何か」を説明するところから始まるため、地域ケア会議に挙げるケースを選択することや、ケースを会議体をもって解決していくことまで発想が及びません。また、個別課題から地域課題へ普遍化していくことの難しさも感じていきますので、地域包括支援センター全体の認識のレベルを上げることが重要だと考えています。

(西山手地域包括支援センター)

地域包括支援センター内で、地域ケア会議に挙げるケースを選択する際、様々な会議の取り方がシステム化しておらず時間がかかるため、難しさを感じています。

(東山手地域包括支援センター)

手さぐりで開催しましたが、開催するまでは、地域包括支援センター内の職員それぞれが納得し、意見が合致するまでに時間がかかりました。その一因には、私たちの認識の甘さや勉強不足があったと思います。

(精道地域包括支援センター)

精道地域包括支援センターは今年度1件開催しました。近隣から苦情のあった方を挙げたので、近隣住民や自治会の方などに聞き取り調査を行ったため、かなりの時間を要しました。また、主治医の先生との日程が合わないことも、開催が難しい要因の1つです。

(加納委員)

民生委員も、特に気をつけて見守っているケースが350件ほどあります。民生委員は地域包括支援センターを頼りにしています。民生委員と地域包括支援センターがともに会する場では、そのケースの担当者でなくても、状況を理解して相談に乗っていただけるよう、地域包括支援センター内でケースの共有をしていただきたいと思います。

(長田会長)

チェックリストによる評価について、Aだから良い、Cだから悪いというのではなく、平成25年度から平成26年度の変化に着目して報告を聞いていました。変化は大事にしてほしいと思います。評価のしかたが具体的になったことにより、昨年のBからCに評価が下がったというのは、発展的であるため良いと思います。変化には、資源や関係機関の変化といった地域包括支援センターの周りの変化と、職員の入替わりといった地域包括支援センターの内部の変化があると思います。職員の入替わりによる変化に関して、例えば、去年と比べて業務内容は遂行できているが、業務量が特定の職員に偏っているため評価を下げているという場合もあると思います。職員の入替わりがあったことがそのまま質の低下に繋がっているのか、本当にそのチェック項目を遂行できていないのかを客観的に評価していただきたいと思います。また質の低下を防ぐには地域包括支援センター内での職員の育成をどうしていくかなども来年度以降の活動内容に盛り込んでいただけたらと思います。

これまでのところで、地域包括支援センターから意見などはありますか。

(潮見地域包括支援センター)

潮見地域包括支援センターでは、他の地域包括支援センターでの就労経験がない職員が着任したため、地域包括支援センターの業務内容や、相談援助、面接技術の教育から必要な状況です。フォローはこまめにしていますが、新しい職員にチェックリストを見せた際に、その業務の多さに気後れして、自己評価が低くなってしまったことも、今回の評価の低さに表れたと思います。

(長田会長)

それは主観的な評価ですので、項目ごとの評価を共通化する必要性を感じますが、昨年よりも発展的な評価ができてきているように思います。各組織で特色があるので、一概にこうしたらよいとは断言できませんが、組織内でも地域包括支援センターの役割をどのように理解されているかを把握し、また理解してもらえよう働きかけることも重要だと考えます。

2 地域包括支援センターの事務調査結果について

「地域包括支援センターの事務調査（資料2）」について、事務局より説明。

(長田会長)

議題1, 2の説明に対し、ご意見やご質問等がありますでしょうか。

(長澤副会長)

地域ケア会議の開催にあたり、支援者が医師との日程調整を遠慮されるのはよく分かります。医師が会議に参加できるのは診察時間の兼ね合いで限られ、支援者と予定が合いにくい状況があります。ただ、今年2月には在宅医療推進協議会が発足され、今後は他職種の方との交流会を開く予定にしています。医師の中で、認知症の方には症状が軽い段階から介入していこうという動きがあり、支援者の方々とより連携していきたいと考えていますので、今後ともよろしくお願いします。

(加納会長)

医師の方には、日頃から、認知症の高齢者の支援で対応方法などを丁寧に教えていただき、とてもありがたく思っています。

(長田会長)

地域包括支援センターの事務調査を終えて、事務局が課題に感じたことはありますか。

(事務局 奥村)

事務調査では、大きな問題点はありませんでした。事務調査は、地域包括支援センターの状況を把握することに重きを置いています。先程の報告にありましたように、職員の入れ替わりによる業務への影響は大きかったようです。今後も、地域包括支援センターには役割が加わりますし、配置人数も増えますので、期待してします。

(長田会長)

他に、ご意見・ご質問等ございませんか。

(船橋委員)

介護予防ケアマネジメント業務に関連するところで、私は今年、介護予防の体操を行う、さわやか教室に参加しましたが、その参加者のみなさんは、広報誌で情報を知って参加しているとのことでした。教室は楽しく、体に良いものなので、もっと啓発しても良いのではないのでしょうか。

(事務局 浅野)

広報誌による情報提供は、公平性が良いと考えますが、他の広報の方法も検討します。

(西村委員)

権利擁護業務に関して質問があります。成年後見の申立てを行う場合の親族調査は、市、地域包括支援センターのどちらが行いますか。

(事務局 木野)

親族の有無は、地域包括支援センターが、支援の中で聞き取り等により把握していますが、市長申立てを行う際は、市が親族調査を行います。また、親族が申立てを行

う際に、申立ての方法や、申立て書類の書き方が分からないとのご相談があれば、権利擁護支援センターが支援しています。

(西村委員)

権利擁護支援センターのように、成年後見制度の利用の相談があった段階から、その手続きを細やかに支援してくれる機関は、市内にはどれほどありますか。

(事務局 細井)

現在のところ、本市で法人として後見人を担える機関は、権利擁護支援センターを担う NPO 法人の PAS ネットのみですが、今後は社会福祉協議会も含めて、担っていただけの機関が増えるように準備していきたいと思います。PAS ネットは、以前より芦屋市の権利擁護に関する相談を受けてくださっていて、司法職とのパイプが強く、県の弁護士会や司法書士会、社会福祉士会とも繋がりががあります。また、後見人とご本人とのマッチングが重要ですので、現状では、権利擁護支援センターだけでなく、日頃からご本人の状況を知り、支援している地域包括支援センターと密に連携を取り合っていて、対応しています。

(長田会長)

スーパーバイザーを各地域包括支援センターに配置して4年が経ちますので、基幹的業務担当から、この体制の経過や課題について報告をお願いします。

(精道地域包括支援センター 基幹的業務担当)

スーパーバイザーについて、4地域包括支援センターの報告から見えた課題は2点と考えます。1点目は、スーパーバイザーが地域包括支援センター内で役職を兼ねているかどうかで、地域包括支援センターの色合いが変わることです。役職者が兼ねている場合ですと、管理的立場から部下に対して助言、指導を行うといった、管理者的な役割を期待されている傾向が見受けられました。一方で、1職員が兼ねている場合は、専門的助言を行うといった、リーダーシップの発揮やコンサルタントとしての役割を期待されている傾向があります。どちらが望ましいというわけではありませんが、このことによって地域包括支援センターの特徴が異なっていると思います。2点目は、業務配分上のジレンマで、他の職員のスーパーバイズに時間を割くべきか、自分が直接、訪問等の支援を行うべきかの判断に迷うことです。また、地域ケア会議の開催が進まない理由については、業務の質と量のバランスに悩む現状があります。地域包括支援センターで受ける相談件数が増加し、数量的に対応に追われる一方で、地域ケア会議では、対象者を地域でどう支えるかといった、より質の高い支援が必要です。このケースを大事にして地域ケア会議を開く、といった判断が難しいと考えます。

(長田会長)

スーパーバイザーの課題の質がいい意味で高くなっていると思います。これからも、基幹的業務担当の方々が中心となりながら、発展的に業務に取り組んでいただきたいと思っています。

3 認知症地域支援推進員等設置事業

「認知症地域支援推進員等設置事業(資料3)」について、事務局より説明。

(加納委員)

若年性認知症の方にも、認知症地域支援推進員は支援をしていただけますか。

(事務局 浅野)

はい。若年性認知症について、知識を深めること、相談窓口となること、支援に携わるケアマネジャーの支援をすることなども、役割として明記しています。

(内山委員)

認知症地域支援推進員の配置によって、地域包括支援センターの委託料はどれほど増えますか。

(事務局 浅野)

委託料はこの事業のために0.5人分を追加しています。認知症地域支援推進員は、認知症の直接の相談窓口というよりは、企画・啓発における活躍を期待していますので、このような配置としました。

(加納委員)

地域包括支援センター以外では配置しない予定ですか。

(事務局 浅野)

地域の方の相談窓口として地域包括支援センターがあるため、地域包括支援センターに配置することが効果的と考えています。

(安宅委員)

このような役割の方が配置されるのは心強く思います。認知症の方のご家族に地域包括支援センターを案内しても、行くことに悩まれるので、気楽に相談に行っていただけのようなになればと思います。

(神田委員)

認知症サポート医は芦屋市にはおられますか。また、認知症サポート医はどのような役割がありますか。

(事務局 浅野)

認知症サポート医は、本市ではこれまでは0人でしたが、平成26年より宮崎先生が認知症サポート医の養成研修を修了されたと伺っています。今後、本市では認知症初期集中支援チームという体制を整えていく予定ですが、その支援には、認知症サポート医に協力や助言をいただきたいと考えています。

3 その他

「介護予防支援業務の見直しについて」、「芦屋市指定介護予防支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例について(資料4)」について、事務局より説明。

(長田会長)

ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。無いようですので、予定されていた議事は全て終了しました。委員のみなさま、ありがとうございました。

閉会